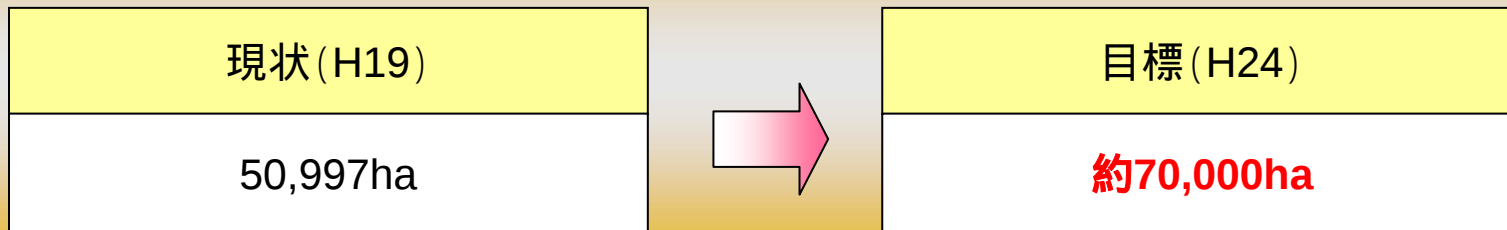


指標35：主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積



まちの一体的・総合的なバリアフリー化を行うため、バリアフリー新法に基づく重点整備地区の総面積を増加させる。

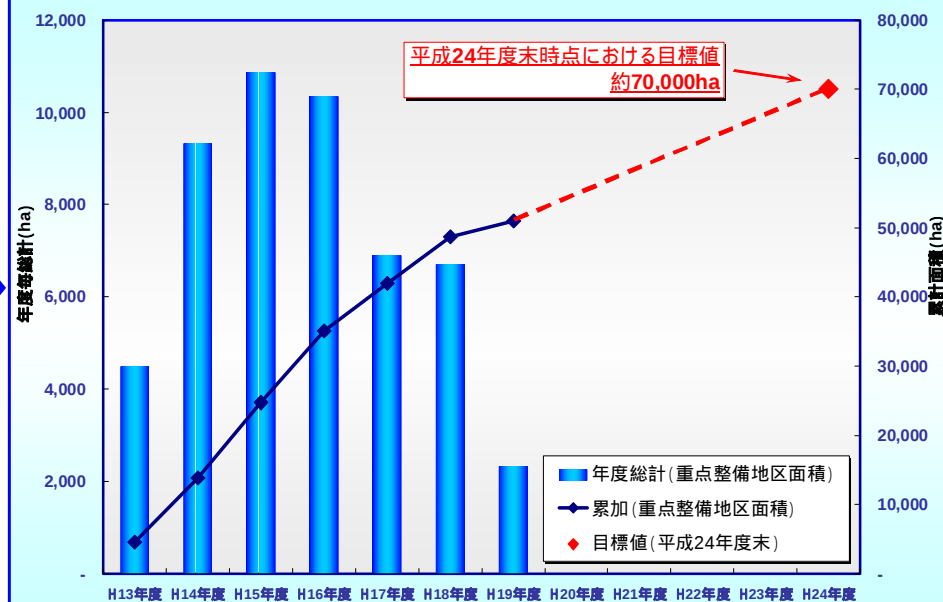
重点整備地区設定のイメージ

重点整備地区とは、バリアフリー新法に基づいて市町村が定める基本構想(バリアフリー化計画)において、高齢者、障害者等が日常生活等において利用する、駅等の旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院等が集積しており、特にバリアフリー化が必要である一定の地区



平成24年度までに全国における重点整備地区の総面積を約70,000haとすることを目指す

主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積



指標36：特定道路におけるバリアフリー化率

現状(H19)	目標(H24)	
51%	約75%	$= \frac{\text{うちバリアフリー化された道路延長}}{\text{特定道路の道路延長}}$

バリアフリー新法に規定する特定道路について、バリアフリー化の基準に適合した道路の割合を増加させる。

特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

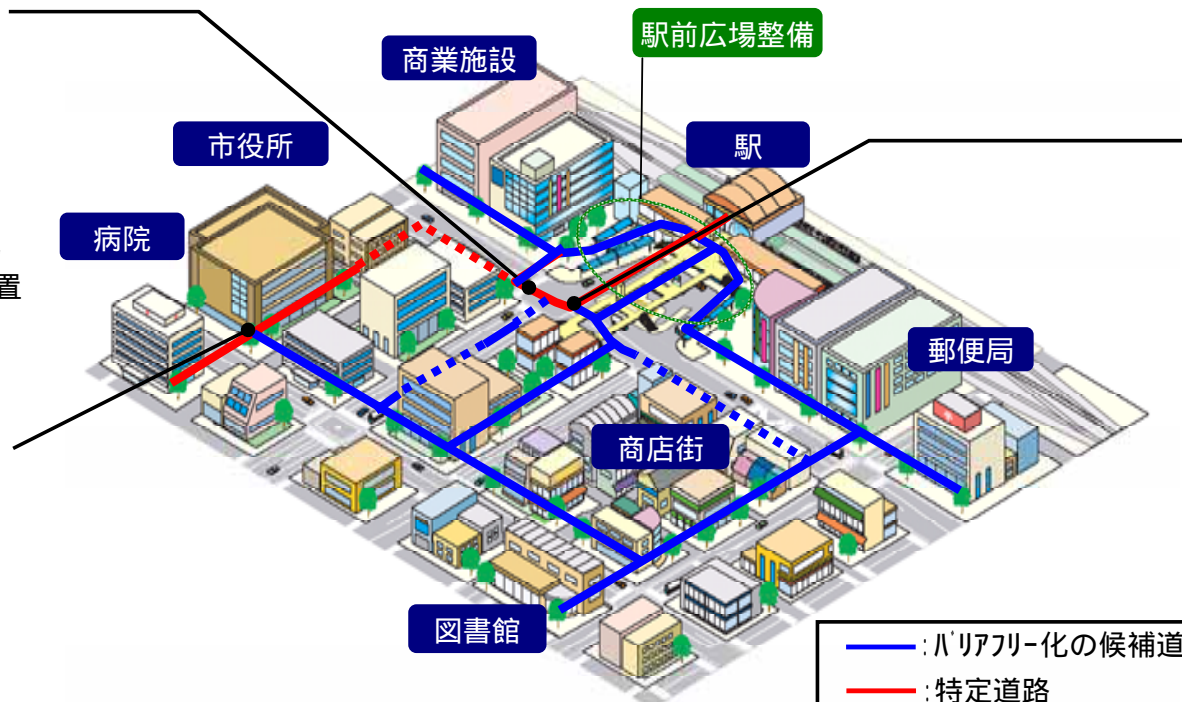
歩行空間のバリアフリー化



・有効幅員の確保、無電柱化
・視覚障害者誘導用ブロック設置



・段差・勾配の解消



・立体横断施設へのエレベーターの設置

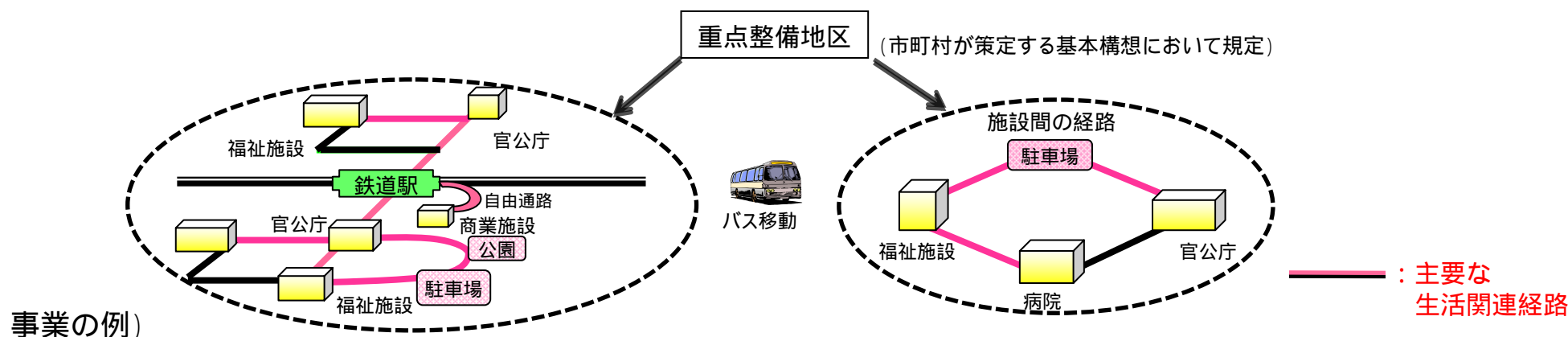
— : バリアフリー化の候補道路
— : 特定道路

事業の概要： バリアフリー新法に規定する特定道路について、幅の広い歩道の整備や、既設歩道の段差解消等のバリアフリー化を重点的に推進する。

指標 37: 主要な生活関連経路上における信号機等のバリアフリー化率

	現状(H19)	目標(H24)	
バリアフリー化率	約83%	100%	$= \frac{\text{うちバリアフリー化された横断箇所数}}{\text{主要な生活関連経路上の横断箇所数}}$

バリアフリー新法に基づく基本構想において設定される重点整備地区の主要な生活関連経路を構成する道路における、当該経路上の道路横断箇所をバリアフリー化し、高齢者、障害者等の道路横断の安全を確保する。



事業の例)

バリアフリー対応型信号機の整備

高齢者等
感応信号機

音響式信号機



歩車分離式信号機

経過時間表示
機能付歩行者灯

道路標識・道路標示の整備



高輝度標識



自発光式標識



高輝度標示



エスコートゾーン

事業の概要: バリアフリー対応型信号機、視認性に優れた道路標識及び道路標示等を整備

指標38：段差解消をした旅客施設の割合

現状(H19)

67.5%



目標(H22)

100%

= $\frac{\text{段差が解消された旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均利用者が5千人以上の旅客施設数}}$

1日当たりの平均利用者が5千人以上である全ての旅客施設で段差を解消する。

旅客施設における段差解消

旅客施設：鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル

傾斜路(スロープ)設置

階段脇を明るくする照明デザイン例

基準適合エレベーター

進入の可否を表示したエスカレーター

平成22年までに段差解消率原則100%達成を目指す

優良事例：
ホームと車両乗降口
の段差がほぼ解消

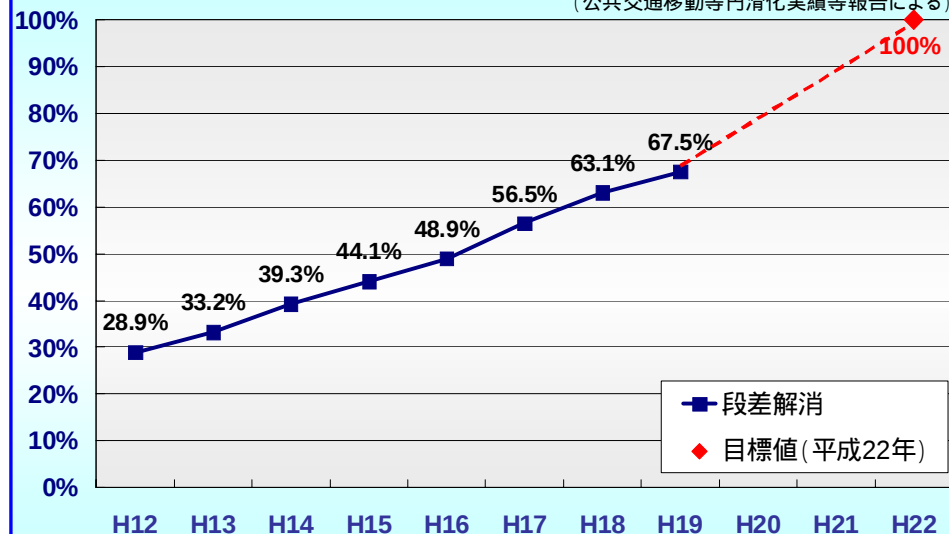
低い位置にまで鏡を設置したエレベーター

公共用通路との出入口の扉

広い幅を確保した改札口

段差解消をした旅客施設(1日当たりの平均的な利用者が5千人以上)の割合

(公共交通移動等円滑化実績等報告による)

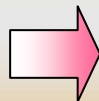


事業の概要：
・ 1日当たりの平均利用者が5千人以上の旅客施設の段差の解消
・ 同5千人未満の鉄軌道駅等についても、地域の実情にかんがみ、可能な限り実施

指標39：視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

現状(H19)

90.9%



目標(H22)

100%

= 視覚障害者誘導用ブロックが整備された旅客施設数
1日あたりの平均利用者が5千人以上の旅客施設数

1日当たりの平均利用者が5千人以上である全ての旅客施設で視覚障害者誘導用ブロックを整備する。

旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの整備

旅客施設：鉄道路駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル

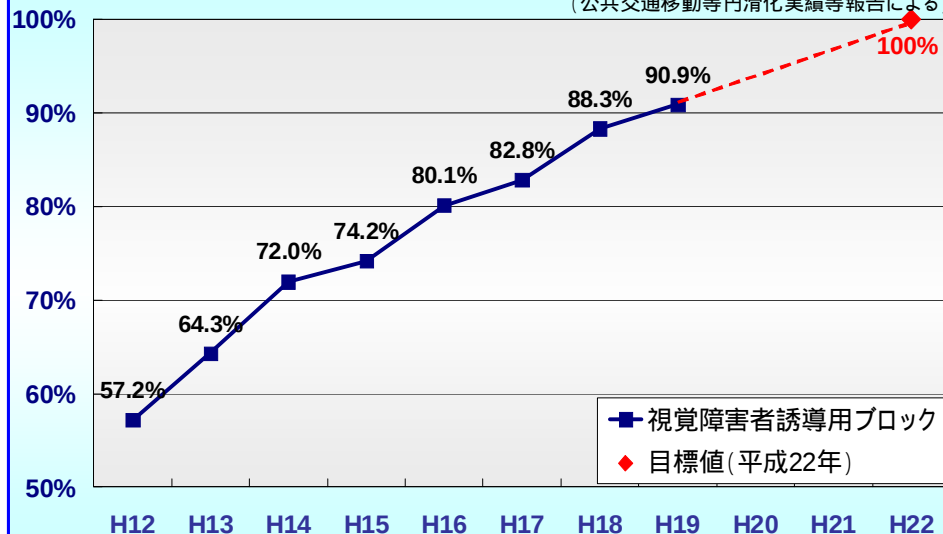


平成22年までに設置率原則100%達成を目指す



視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

(公共交通移動等円滑化実績等報告による)



事業の概要：・1日当たりの平均利用者が5千人以上の旅客施設の視覚障害者誘導用ブロックの設置
・同5千人未満の鉄道路駅等についても、地域の実情にかんがみ、可能な限り実施

指標40：園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合

現状(H19)

約44%



目標(H24)

約5割

バリアフリー化基準を満たす
移動等円滑化園路の設置された都市公園の箇所数
= $\frac{\text{移動等円滑化園路の設置された都市公園の箇所数}}{\text{園路及び広場が設置された都市公園の箇所数}}$

バリアフリー新法に基づくバリアフリー化基準を満たす移動等円滑化園路が設置された都市公園の箇所数の割合を増加させる。

移動等円滑化園路とは

公園の出入口・駐車場と主要な施設との経路となる園路及び広場について、H18に制定された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づくバリアフリー化基準(都市公園移動等円滑化基準)を満たす場合、その園路及び広場を移動等円滑化園路という。

本指標の目標設定について

・バリアフリー新法に基づく「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する基本方針」における平成22年度の目標値は約45%であるが、次期重点計画期間において、約5割とすることを目指す



事業の概要：・入り口と主要な施設を結ぶ園路及び広場等、公園施設のバリアフリー化の推進

指標41：バリアフリー化された路外駐車場の割合

現状(H19)

33%



目標(H24)

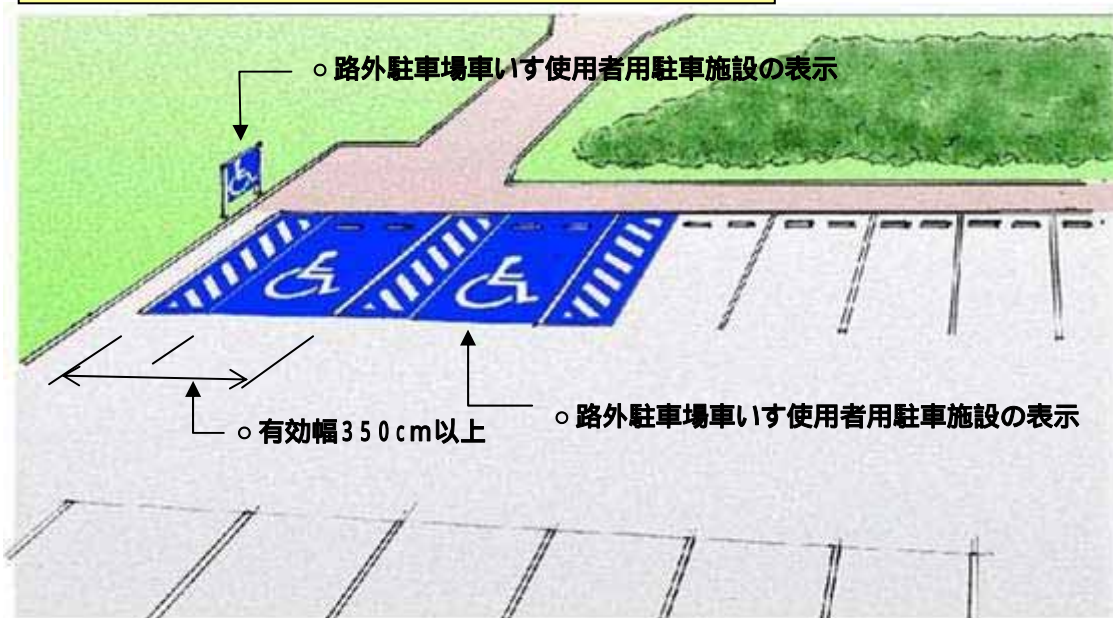
約50%

=

路外駐車場移動等円滑化基準に適合している
特定路外駐車場の箇所数
バリアフリー法で規定する
特定路外駐車場の箇所数

すべての人が安全で快適に利用できるバリアフリー化された路外駐車場を増加させる。

バリアフリー化された路外駐車場のイメージ



車いす使用者等に配慮した通路

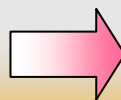


事業の概要：・車いす使用者用駐車施設の設置、高齢者等の経路確保等のバリアフリー化の推進

指標42：不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

現状(H19)

44%



目標(H22)

約5割

百貨店、劇場、老人ホーム等の既存施設のうち、バリアフリー新法に基づく基準に適合する施設数の割合を増加させる(ハートのあるビルの普及)。

建築物のバリアフリー化

浴室等

浴室やシャワー室は車いすを使用する方でも使いやすいように

トイレ

トイレは車いすを使用する方でも使いやすいように

廊下等

廊下は車いすを使用する方や目の不自由な方も安心して楽に通れるように

エレベーター

エレベーターは車いすを使用する方や目の不自由な方も利用しやすく

階段

階段は手すりをつけて緩やかに

アプローチ

出入口までは段差がないかスロープに

駐車場

駐車スペースは車いすを使用する方でも楽に利用できるように

出入口

玄関や部屋のドアは車いすを使用する方でも通れるように

視覚障害者誘導用ブロック等

視覚障害者誘導用ブロック等で安全に



視覚障害者誘導用ブロック等



浴室等



駐車場



事業の概要：・誰もが日常的に利用する建築物や老人ホーム等について、段差解消等のバリアフリー化の促進

指標43：高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率

	現状(H15)		目標(H27)
一定のバリアフリー	29%	➡	75%
高度のバリアフリー	6.7%		25%

65歳以上の高齢者の居住する住宅のうち、バリアフリー化された住宅の数の割合を増加させる。

一定のバリアフリー化 とは ➡ 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

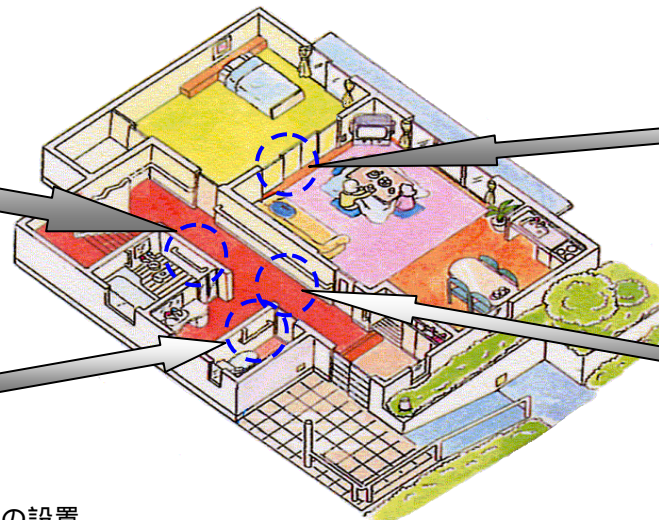
高度のバリアフリー化 とは ➡ 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当



手すりの設置



手すりの設置



廊下幅の確保



段差の解消

指標44：共同住宅ストックの共用部のユニバーサルデザイン化率

現状(H15)

10%



目標(H27)

25%

$$= \frac{\text{道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能な共同住宅の戸数}}{\text{共同住宅の戸数}}$$

誰もが暮らしやすい居住環境を確保するため、道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な共同住宅の割合を増加させる。

視覚障害者用点字ブロックや音声案内システムの一体的な導入



入り口のスロープ設置



段差のない出入り口



エレベーターのバリアフリー改修と増設

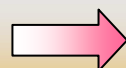


事業の概要：道路から玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能とするユニバーサルデザイン化の推進

指標45：ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数 (「心のバリアフリー」の促進)

現状(H19)

24,043人



目標(H24)

約50,000人

「心のバリアフリー」の促進のため、国が主催・協力して行われるバリアフリー教室の参加者人数を増加させる。

バリアフリー教室の開催

高齢者、障害者等の介助体験、疑似体験等を行うことにより、バリアフリーについての理解を深める「心のバリアフリー」社会の形成を目指す。



駅前歩道の視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車を放置している事例

バリアフリーに対する理解がまだまだ不足

券売機操作体験



ストレッチャー体験



高齢者疑似体験



バス乗降体験



国土交通省が公共交通事業者等の施設設置管理者・自治体・教育委員会・福祉関係団体等と連携・協力して開催し、平成24年度の目標達成を目指す



列車乗降体験



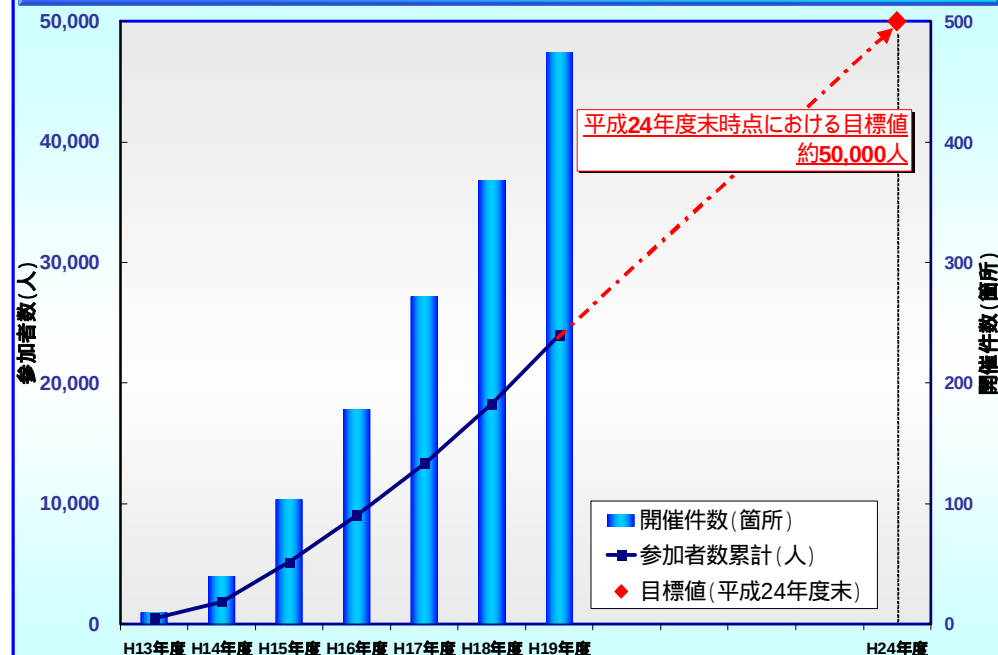
福祉タクシー(回転いす)



視覚障害者誘導用ブロック通行体験

「心のバリアフリー」社会の形成促進

ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数(「心のバリアフリー」の促進)

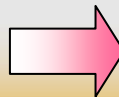


事業の概要：・バリアフリーについての理解を深めるためのバリアフリー教室の開催等

指標46：歩いていける身近なみどりのネットワーク率

現状(H19)

約66%

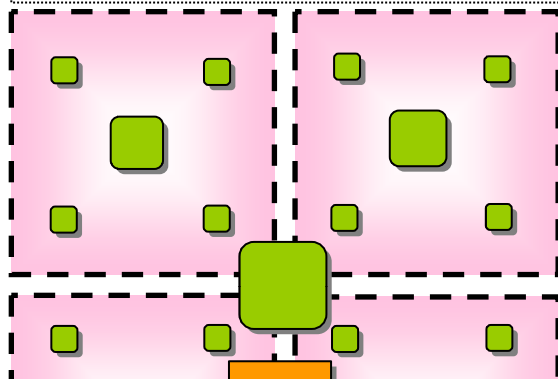


目標(H24)

約7割

市街地において、都市住民の徒歩圏内に、様々な規模の公園・緑地を体系的に整備する。

様々な規模の公園・緑地が体系的に配置された住区モデル

1住区：市街地（用途地域（工業専用地域を除く））の1km²

小規模な公園・緑地

（街区公園、市民緑地、児童遊園等）

1箇所当たり標準面積：0.25ha

1住区当たり標準箇所数：4箇所

中規模な公園・緑地

（近隣公園、都市緑地、都市林等）

1箇所当たり標準面積：2.0ha

1住区当たり標準箇所数：1箇所

大規模な公園・緑地

（地区公園、総合公園、運動公園等）

1箇所当たり標準面積：4.0ha

1住区当たり標準箇所数：0.25箇所

対象区域（市町村や全国）の実際の整備率を算出

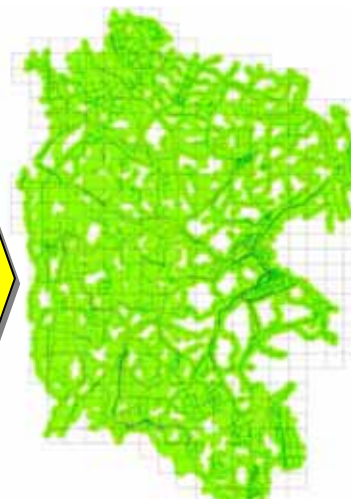
$$\frac{\text{供用箇所数} \times [\text{平均供用面積} / \text{1箇所当たり標準面積}]}{\text{住区数} \times \text{1住区当たり標準箇所数}}$$

→ 3種類の規模の公園・緑地それぞれの整備率を、加重平均して算出

みどりのネットワークのイメージ
（出典：横浜市水と緑の基本計画(H18)）

（現状の姿）

現況のみどりの軸



（将来の姿）

みどりを繋げることによる
体感度向上

事業の概要：・都市住民の徒歩圏内に様々な規模の公園・緑地を整備